# 火災により罹災（りさい）された方へ

このたびの火災により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

福島市では、被災された皆さまの一日も早い生活再建を支援するため、各種支援制度を設けております。

また、火災の発生原因や損害を調査するために、関係者の方々への聞き取りや資料の提出をお願いする場合があります。ご協力をお願いいたします。

## 1　火災調査について

消防法第 31 条に基づき、火災の原因及び損害を調査しておりますので、次のことについてご協力をお願いいたします。

⑴　火元の関係者以外の方は、調査が終了するまで火災現場に立ち入らないでください。

⑵　火元の関係者の方には火災時の状況などをご質問させていただきます。

## 2　罹災申告書の提出について

⑴　消防法第 34 条に基づいて、罹災申告書の提出を求める場合があります。

⑵　罹災申告書は、火災保険等の審査とは関係がなく、消防機関が火災における損害額を把握するためのものです。

⑶　罹災申告書は、火災に遭われた日から７日以内を目安に管轄の消防署への提出をお願いいたします。事情により提出に時間を要する場合はご相談ください。

## 3　罹災証明書（火災）の発行について

罹災証明書は、火災が起きたことを証明する書類です。罹災後の支援に必要な各種申請や保険金請求などの際に提出を求められる場合があります。

申請方法については、お近くの消防署や福島市ホームページにてご確認いただけます。

## 4　救済・支援制度について

税金の減免などの支援制度がありますので、別紙「救済・支援制度一覧表」を参照し、それぞれの対応窓口にお問い合わせください。

## 5　火災により生じた廃棄物の処理について

廃棄物の処理は、自己の責任で業者委託などにより対応していただくこととなります。

分別などに注意が必要ですので、福島市役所環境部ごみ減量推進課清掃指導係（☎024-525-3744）へご相談していただきますようお願いいたします。

## 6　その他の手続きについて

⑴　保険会社への連絡

⑵　証書類、免許証などの再交付

⑶　電気、ガス、水道、電話、郵便などの手続き

⑷　税金の減免申請

⑸　仮住まいの手配

# お問い合わせ先一覧

お問い合わせ先(受付時間　平日8:30～17:15)

□福島市消防本部予防課
〒960-8001　福島市天神町14番25号　☎024-534-9103

お問い合わせ窓口(終日)

□福島消防署
〒960-8001　福島市天神町14番25号　☎024-534-9105

□福島消防署清水分署
〒960-8253　福島市泉字堀ノ内13番地の1　☎024-557-5415

□福島消防署西出張所
〒960-8076　福島市上野寺字辻48番地の2　☎024-591-4628

□飯坂消防署
〒960-0201　福島市飯坂町字銀杏6番地の13　☎024-542-2986

□飯坂消防署東出張所
〒960-0102　福島市鎌田字一里塚7番地の3　☎024-553-7796

□福島南消防署
〒960-1245　福島市松川町浅川字床ノ窪12番地の2　☎024-547-3119

□福島南消防署信夫分署
〒960-1107　福島市上鳥渡字寺北13番地の1　☎024-593-1900

□福島南消防署杉妻出張所
〒960-8161　福島市郷野目字東1番地の4　☎ 024-546-2910

下記 QR コードより罹災申告書がダウンロードできます。

下記 QR コードより罹災証明書（火災）申請書のダウンロード・電子申請ができます。